

添付法令資料 3 :

診療記録に関する2022年8月31日付
インドネシア共和国保健大臣規則No. 24 (目次)
同日施行

- 第1章 総則 (第1条及び第2条)
- 第2章 実施
 - 第1節 通則 (第3条ないし第12条)
 - 第2節 活動
 - 第1款 通則 (第13条)
 - 第2款 患者の登録 (第14条)
 - 第3款 電子診療記録データの配信 (第15条)
 - 第4款 臨床情報の入力 (第16条及び第17条)
 - 第5款 電子診療記録情報の処理 (第18条)
 - 第6款 費用請求のためのデータのインプット (第19条)
 - 第7款 電子診療記録の保存 (第20条ないし第22条)
 - 第8款 品質保証 (第23条)
 - 第9款 電子診療記録の内容の移転 (第24条)
 - 第3節 診療記録の所有及び内容 (第25条ないし第28条)
 - 第4節 データのセキュリティ及び保護 (第29条ないし第31条)
 - 第5節 秘密保持 (第32条)
 - 第6節 診療記録の内容の開示 (第33条ないし第37条)
 - 第7節 診療記録の内容に対する権利の放棄 (第38条)
 - 第8節 保存期間 (第39条及び第40条)
- 第3章 指導及び監督
 - 第1節 通則 (第41条)
 - 第2節 制裁 (第42条ないし第44条)
- 第4章 終則 (第45条ないし第47条)